

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成28年9月6日 01時10分ごろ |
| 発生場所 | 静岡県御前崎市御前崎港 御前崎港防波堤C灯台から真方位130°560m付近 (概位 北緯34°36.7′ 東経138°13.6′) |
| 事故の概要 | 漁船正漁丸は、港内を南東進中、消波ブロックに乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年9月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 正漁丸、9.1トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | SO2-4701（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 右舷船首部船底外板及び左舷船尾部船底外板に破口、プロペラ翼及び 舵柱に曲損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、遠州灘沖の漁場に向けて約7ノットの対地速力で手動操舵により防波堤Cに沿って南東進中、漁場のある左舷方に針路を向けようと周囲を見たところ、左舷側に並走する漁船がいて、左舵を取ることができずにいたところ、防波堤Cの消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、左舷側を並走する漁船との距離を測ろうと作動させていたレーダーのレーダーレンジを3.0海里（M）から0.5Mに切り替える操作をしていたので、無意識に右舵を取っていたことに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>他船と並走中、本船と右舷側の突堤までの距離は約30mであった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。</p> |
| 分析 | 本船は、船長が、左舷側を並走する漁船との距離を測ろうとレーダーを操作していて前方の見張りを適切に行っていなかったことから、無意識に右舵を取っていたことに気付かずに航行し、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、夜間、船長が、左舷側を並走する漁船との距離を測ろうとレーダーを操作していて前方の見張りを適切に行っていなかったため、無意識に右舵を取っていたことに気付かずに航行し、本船が本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。 |

| | |
|-----------|--|
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 港内を手動操舵で航行中、突堤付近で他船と並走状態となって可航水域が狭くなるときは、減速するなどして他船との距離をとり、安全な水域に避航すること。 |
|-----------|--|